

基準 3 1 消防用水の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次の定めるところによる。

- 1 奈良県広域消防組合開発に伴う消防水利施設等協議規程（平成 2 6 年 4 月 1 日消防長訓令甲第 1 9 号）（以下、消防水利規程という。）に定める消防水利施設のうち、奈良県広域消防組合開発に伴う消防水利施設等協議運用要領（平成 2 6 年 4 月 1 日制定）（以下、消防水利運用要領という。）に定める「防火水槽の規格」若しくは、「地中ばり水槽の構造基準」によるものを設置した場合で、次によるものについては、兼用することができるものとする。
 - （1） 当該防火対象物周辺の既設の有効な消防水利が、消防水利規程別表第 1 に定める距離を満たす場合
 - （2） 消防水利規程により設置された防火水槽又は地中ばり水槽が、あきらかに当該敷地内の防火対象物のみにはしか使用できないと認める場合（例えば、1 つの防火水槽から、当該敷地の出入口までの距離が消防水利規程別表第 1 に定める距離以上となる場合が該当する。）
 - （3） 防火水槽又は地中ばり水槽の有効水量が、常時 6 0 m³以上確保できる場合
- 2 地盤面下に設ける消防用水は、消防水利運用要領に定める「防火水槽の規格」若しくは、「地中ばり水槽の構造基準」によるものとする。

ただし、4 0 m³未満のものについては、吸管投入口若しくは、採水口を 1 とすることができる。

なお、表示については、基準 3 8 により設けるよう指導すること。